

資料番号

7

令和4年5月19日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 糸崎
内線 4934

広島県教育委員会会議録

令和4年3月24日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和4年3月24日（木） 13：00開会

15：05閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	濱本清孝
管理部長	小川元史
学びの革新推進部長	富永六郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津島伊保
参与	重森栄理
理事	榊原恒雄
総務課長	江原透
秘書広報室長	糸崎誠二
教職員課長	大島裕
施設課長	坂光秀和
文化財課長	白井比佐雄
学校経営戦略推進課長	杉本真一
義務教育指導課長	矢原豊祥
高校教育指導課長	竹志幸洋

教育委員会会議臨時会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第1号議案	広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正等について	1
日程第3	報告・協議2	広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について	3
日程第4	報告・協議3	学校における働き方改革の推進について	4
日程第5	報告・協議4	令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について	9
日程第6	第3号議案	令和4年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について	10
日程第7	報告・協議1	令和5年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について	10
日程第8	第2号議案	教職員人事について	10

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員及び志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものであれば、最後に回して審議をしたいと思いたすが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第2号議案は、個別の人事に関する案件であり、第3号議案は、委員の選考に関する案件であり、報告・協議1は、内部検討を行うものですから、審議は非公開が適当ではないかと思いたす。

平川教育長： ほかに御意見はございませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第2号議案の教職員人事について、第3号議案の令和4年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について、報告・協議1の令和5年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験については、公開しないことに賛成の方は挙手願いたす。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第2号議案、第3号議案及び報告・協議1を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正等について

平川教育長： それでは、第1号議案、広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正等について審議いたしますが、一部改正等を行う規則等が複数ありますので、第1号議案-1から3に分けて説明をさせていただき、採決を採らせていただきます。

それでは、第1号議案-1について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 第1号議案-1、広島県職員証に関する訓令の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

国においては、国民負担軽減の観点から、身分証や資格試験提出に求める写真サイズ等につきまして、国が規定するサイズ等への集約が推進をされており、この度、内閣府の方から各地方自治体に対し、写真サイズ等の見直しの実施につきまして、変更依頼がございました。内閣府からの依頼を踏まえまして、教育委員会における事務を確認したところ、教育委員会会議の議決を経て、改正を行うことが必要な規程といたしましては、広島県職員証に関する訓令があり、所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容といたしましては、広島県職員証に関する訓令、第5条に規定する本県職員証の写真サイズにつきまして、運転免許証と同じサイズに変更するものでございます。

こちらの施行期日は、令和4年4月1日としてございます。説明は以上でございます。

平川教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第1号議案-1の採決に移ります。原案に賛成の方は挙手願いたす。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

続きまして、第1号議案-2について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 第1号議案-2，職員のサービスの宣誓における上級の公務員を定める規程の廃止について御説明を申し上げます。

先日閉会いたしました令和4年広島県議会2月定例会におきまして、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部が改正され、新たに職員となった者のサービスの宣誓の実施方法につきまして、現行は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名するとされているものを面前における署名を不要とし、記名した宣誓書を任命権者に提出する方法に変更することとされました。

職員のサービスの宣誓における上級の公務員を定める規程は、職員のサービスの宣誓に関する条例に基づきまして、署名をする際の上級の公務員を定める訓令であり、このたびの条例改正において、面前における署名が不要となることから、これを廃止するものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 上級の公務員というのは、誰のことを指すのですか。

江原総務課長： ここで定めます上級の公務員につきましては、本庁で言えば、係長以上の職にある者については、教育長等々、区分によって定められているといったような状況でございます。

志々田委員： 分かりました。ありがとうございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第1号議案の2の採決に移ります。原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

続きまして、第1号議案-3について、坂光施設課長、説明をお願いいたします。

坂光施設課長： それでは、第1号議案-3，広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正について御説明申し上げます。

この度の改正の内容は、知事部局における公有財産の管理等について定められております広島県公有財産管理規則の一部改正に併せて、この規則に準拠しております広島県教育委員会公有財産管理規則の一部を同様に改正するものでございます。

改正の内容は、次ページの新旧対照表に示しております。具体的な内容といたしましては、最終ページの参考を御覧ください。まず、第15条、土地の境界及び建物の表示についてでございます。土地の境界の表示に係る規定につきまして、第1項において、境界線上に設置する標識について、耐久性及び明示性を有する標識と改めて定義するものでございます。

加えて、第2項において、土地の状況により、境界線上に標識を設置できないなど、特別の事情があるときは、境界線上付近に当該標識を設置することを可能とするものでございます。

また、建物の表示に係る規定につきましては、改正前において、標識による表示及び図面による管理を行っていたものを、事務処理の効率化、省力化を図るため、標識による表示を廃止し、図面による管理に一元化するものでございます。

第17条及び第18条につきましては、これまで、所属替え調書など、各種手続において必要となる書類を手続ごとに作成していたものを、財産台帳のシステムを活用することで必要な事項を出力できることから、調書等を廃止し、財産台帳に統一するものでござ

います。

また、調書等の廃止に伴い、従前の様式に記載していた必要な事項を規則で明記するものでございます。

第19条以下につきましては、必要な字句等の整理を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和4年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

菅田委員： 第1号議案-1の方に戻っていただきたいのですが、職員証というのは、毎年更新されるものなのですか。それとも、有効期間が何年間かあるということですか。

江原総務課長： 毎年更新はしてございません。一定期間を置いて更新をするものとなっております。

菅田委員： 一定期間。

江原総務課長： はい、更新することになっております。

菅田委員： これ、国に言うべき問題なんでしょうけども、1ミリの差ですよ。それで、要は、職員証更新の人から順次やっていけばいい問題なのか、4月1日に全部更新するのですか、今回は。

江原総務課長： 4月1日をもって更新をするということではないと思います。少し確認をさせていただきます。

菅田委員： だから、順次、更新のときに新しいサイズに直していくという。

江原総務課長： という形になると思います。

菅田委員： それなら結構です。

平川教育長： よろしいでしょうか。

菅田委員： はい。

平川教育長： それでは、第1号議案-3につきまして、御質問又は御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第1号議案-3の採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議2 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について

続きまして、報告・協議2、広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について、白井文化財課長、説明をお願いいたします。

白井文化財課長： 銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。銃砲刀剣類登録審査委員は、銃砲刀剣類所持等取締法第14条第3項、銃砲刀剣類登録規則第2条及び銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則の規定に基づいて任命する委員でございます。その任務は、教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事するものでございます。委員の定数は、4名以内となっております。

表の下段、選考基準欄を御覧ください。銃砲刀剣類登録審査委員の選考に当たっては、選考基準欄の1にありますとおり、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲、又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定が可能な学識経験者のうちから選考することとしており、男女共同参画にも努めたいと考えているところでございますが、選考基準欄の2、(1)から(5)のいずれかに該当する場合は選任しないことにしたいと考えております。

2の(1)から(3)につきましては、他の附属機関等、委員の選任においても適用しております教育委員会全体での運用基準を設定するものでございます。2の(4)、(5)につきましては、平成11年度まで文化庁が定めていた銃砲刀剣類登録審査委員候

補者推薦基準を基に、銃砲刀剣類登録審査委員に限って設定するものでございます。この2項目は、利害関係者等に関わる規定であり、今回の選任においても必要と考えているところでございます。

任期は、令和4年4月28日から、令和6年4月27日までの2年間でございます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

平川教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いたします。

志々田委員： たしか2年前にも御質問をしたような記憶があるのですが、この刀の専門家の先生たちに今なっているのですが、その銃砲等の御専門、この県内にいらっしゃらないので選任できないというお話だったのですが、今回は見つかりそうですか。

白井文化財課長： 今回も銃に関してはやはり専門的な知識を持っている者は、県内あるいはこの近県にはいないという状況でございます。その銃砲等の鑑定に関しましては、今後、任命しました後に、文化庁の研修等で知識を得ていただいて、選考していただくということで考えております。

志々田委員： 分かりました。

中村委員： 選考基準の2の(1)から(5)までであるわけですが、次のいずれかに該当する者は選任しないとすると、これはもう例外なく選任しないということになるかと思うのですが、それで構わないというか、もうこの基準でやっていくということですね。

白井文化財課長： 中村委員御指摘のとおりでございます。2の(1)から(5)のいずれかに該当する者については選任しないという方向でいきたいと考えております。

中村委員： 5期を超える方とか、余人をもって代え難いみたいなきに、原則としてみたいな言葉が入っていることもあると思うのですが、この基準でやっていくということなのですね。それであれば結構です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 学校における働き方改革の推進について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、学校における働き方改革の推進について、杉本学校経営戦略推進課長、説明をお願いします。

杉本学校経営戦略推進課長： それでは、報告・協議3によりまして、学校における働き方改革の推進について御説明をいたします。

資料をお開きいただきまして、1ページを御覧ください。令和2年3月に改定しました学校における働き方改革取組方針に基づく取組を今年度も進めてまいりましたので、本日は、その状況や成果、4年度の取組の方向性等について御説明をいたします。

まず始めに、1の取組期間、目標・成果指標の状況についてでございます。取組期間、目標・成果指標につきましては、資料にお示ししているとおりでございます。今年度の目標・成果指標の状況でございますけれども、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合は70.8%、昨年度より2ポイント減少ということでございます。

続きまして、教育職員の時間外在校等時間につきまして、月当たり45時間を超えた教員数や年間の平均時間、いずれについても、昨年度より改善をいたしております。

続いて、2ページをお開きください。2の令和3年度の主な取組の状況及び令和4年度の取組の方向性についてでございます。詳細につきましては、別紙で3ページにまとめておりますので、また御覧いただければと思いますけれども、お示ししておりますとおり、今年度、取組方針に掲げます四つの視点を柱として、例えばスクール・サポート・スタッフの配置、校務支援システムの効率的、効果的な運用、部活動指導員の配置に対する経費の補助、勤務時間管理や業務のマネジメントの徹底、教職員の働き方に対する意識の醸成のための研修等といったことに取り組んでまいりました。

こうした取組の結果、スクール・サポート・スタッフの配置により、配置校の教職員1人当たり、週に約0.8時間、校務支援システムの導入により高等学校の教職員1人当たり、週約1.6時間の削減効果、これはアンケートの結果ですけれども、出ております。また、勤務時間管理や業務のマネジメントの徹底につきましては、昨年度に引き続き、今

年度も課題意識を持って取り組んでまいりました。具体的には、昨年度、月の終わりで、時間が多かった方に対して、多かった学校に対して、個別に対応してきたんですけれども、今年度は、月の中途段階で試算をいたしまして、校長に80時間を超える見込みの教員の状況、未然防止について、事前に対応をお願いしてきたということがございます。それから、長時間勤務が常態化している教員の勤務実態や管理職の対応状況等を個別に把握をして、校長に改善策等について指導・助言を行ってきたところでございます。こうした取組をしてもなお、長時間勤務の状況が改善されない教員につきましては、校長の意向を聞いた上で、希望を取りまして、当課の職員が直接面談をして、勤務状況の確認、校長と改善策を検討してまいりました。

こうした取組を進めた結果、教職員対象のアンケートにおきまして、自身の勤務時間等を意識しながら、日々、業務に取り組んでいると回答した割合が88.1%と、昨年度より1ポイント、一昨年度からは14ポイント上昇するなど、教職員の働き方改革や業務改善に対する意識の向上が図られるとともに、いわゆる過労死ラインと言われます時間外在校等時間が月80時間を超えた教員、これは昨年度から半減をしたという状況でございます。

こうした一定の成果が見られた一方で、取組方針に係ります目標の達成には至っていないということでございますので、令和4年度につきましては、これまでの取組を引き続き実施しながら、教職員の負担軽減や業務の効率化に向けた環境整備といたしまして、ICT機器等を活用した教職員の事務の省力化、それから、学校の働き方改革の現状や教育委員会の考え方等について、保護者、地域等の理解を得るための情報発信、それから、国の動向等も踏まえまして、本県における将来的な部活動の在り方についての検討、管理職による組織マネジメントの徹底、こうしたことについて、引き続き、更に取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、4ページの資料として、組織マネジメントの確立について、教員と管理職のアンケート結果を掲載しておりますので、また御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 働き方改革を進めていくということ、いろんなところに影響が出てくる大事な問題なので、引き続きしっかりやっていかなくてはいけないと思うのですが、この子供と向き合う時間の確保というのが、中でも本質的なところで、この指標というのは重要な意味を持っていると思うのですが、前年から見ても2ポイント減少、確保されているという教員がですね、5年前と比べても、一進一退のように感じられる。この辺りの要因というのはどんなふうに捉えてらっしゃるのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 昨年度、少し改善の傾向があったのですがけれども、今年度、また少し下がっているということで、下がった要因について、特に下げ幅の大きかった学校の校長等に聞き取りを行ったところ、今年の2月にアンケートを取っておりますけれども、今年に入って、かなり教職員も含めて、コロナの感染が広がったということがございまして、学校で教員が一人コロナにかかりますと、そのフォローにほかの教員が回ったりということで、その準備に追われて、そういったことが影響したのではないかとということがございます。

それから、令和4年度から高校の学習指導要領が変わるのですがけれども、その対応で、シラバスですとか、あと評価ですとか、そういったところで新しいものが入ってきた関係で、疲労感が少し大きかったかなというような声をお聞きしております。

中村委員： 時間外45時間を超えた教職員の割合が減るとか、時間外在校等時間が下がるとかということはいいことなのですが、その一方で、子供と向き合う時間が確保されているということも減るといえるのでは、本末転倒的なところにもなりかねないので、やはり一番大事な子供と向き合う時間が確保されるということになるように、これは教職員、教員の意識の問題かもしれませんけれども、そういうことも含めて、取組を進めていただきたいなと思います。

それから、部活動の負担というのが大きいというのも以前からの問題で、これを見ますと、市町教育委員会に対する経費補助の活動、指導員配置に対する経費補助等で成果が上がっているということで、これは結構なことだと思うのですが、経費的なところ以外の、どこまで任せられるかという外部の指導員といったような方に、そういったところの議論とか、今後の方向性みたいなのがありますでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 部活動につきましては、今の部活動指導員というのは、中学校の教員ということで、市町向けなので、この数字と直接リンクするものではないのですが、高校は高校で

また別の事業で指導員を配置したりというのはやっております。特に国の事業を受けているものにつきましては、昨年、いろいろ検査等も入りまして、指摘で、個別にやはり単独で指導しないと、教員の実際の時間の軽減につながらないというような指摘も受けております。特に補助を受けるに当たって、基本的に単独指導できるようにということも言われていますので、そこを含めて対応を今してもらうように、各市町教委にはお願いをしております。ですから、基本的には単独で指導していくと、ただ引率に関しては、どこまでできるかというところもあるので、ここは調整しながらということはあるのですが、そういうことで進めてございます。

中村委員： そういう方向性だと思います。その一方で、その人選とか、そういうところも重要だと思いますので、これ以上もう申しませんが、よろしくお願いします。

菅田委員： 言わずもがなのですけど、要は、コロナということで、令和2年、3年の年間時間外在校等時間が、がくと300時間ということですので、来年度は、コロナももうウィズコロナ、アフターコロナになって、また400時間ぐらいに戻る可能性も非常に高いと思いますので、コロナで得た経験ですよね、オンラインとリアルを状況によって使い分ける、デジタルを使いこなすことを推進、継続して、400時間を超えないようにやっていただければと思っていますので、お願いします。

杉本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。

確かにコロナで減った部分というのも、関連を見てみますとあるとは思っておりますけれども、ただ、コロナの中でも活動できる期間、緩んだ期間がやはりありまして、そこを見ても、やはりかなり改善してきているというのは状況としてございますので、そういう意味で、引き続きしっかりマネジメントと、あと教員の意識もやはり早く帰らないといけないというのは大分浸透してきたと思っておりますので、引き続き取組を進めながら、そこも緩まないように対応してまいりたいと思います。

菅田委員： 安心しました、よろしくお願いします。

志々田委員： 改善されてきているとはいえ、ポイント、0.数ポイントのことなので、やはり停滞しているのかなというのが印象的なのですが、特に参考資料で付けていただいた一番最後ですよね、日々の業務や行事などを見直す際には、積極的にスクラップ・アンド・ビルドを行っていますかという、ここだと思っておりますね。早く帰ろうとか意識づけしたり、学校の雰囲気として、そういうものを保っていったりというようなことは、校長先生が、多分努めて帰れ、帰れと、お口ではおっしゃっておられるのかもしれないけれど、実際、業務が片づいていかなければ、全体的な量は減らないわけで、教員たちがこういうふうにして、積極的なスクラップ・アンド・ビルドをしていないということを答えている人が半数いるというような状況というのは、やはりまだまだ校長先生を含めた管理職のマネジメント能力の問題なのかなと、がっかりの数字なのですが、この辺り、どのように対応されるのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： おっしゃるとおり、度々、会議等を持つ場では、スクラップ・アンド・ビルドをしっかり、なくしてもらうものも思い切ってやってくださいというお願いはしているのですが、実際、教員にお聞きすると、こういった数字が出ているというところで、まだまだ働きかけも足りないのかなと思いますし、具体の事例をもう少し積み上げて、情報提供する必要もあるのかなと思います。

一方で、例えば業務の終了時間の見直しを立ててというのをお願いしたところ、100%の学校でやっていただいたということもございますので、そういった意識の問題と、意識だけではやはりおっしゃるとおり、足りない部分どうしても出てくると思いますので、そこは仕組みの問題として、教育委員会としても、例えば令和5年度入試からインターネット出願を全校で始めるとか、それから今年度は、校務支援システムという、学校のいろんな出席状況ですとか、成績管理とか、そういったものをデータ化するシステムがあるのですが、これがちょうど更新時期を迎えますことから、このプロポーザルをする段階で、こういった業務の改善につながるシステムの提案といったことも含めて、業者の方からしていただくようなことも考えておりますので、トータル的にそういった形で対応していきたいと思っております。

志々田委員： 恐らく、もちろん教育委員会から言えるのは業務なのかもしれませんが、学校の中でいうと、多分この行事というところなのだろうと思うのですね。この行事をいかに減らすのかということは、学校がいかなる役割を持っているのかということと直結している問題で、やはり校長先生お一人お一人の学校の経営計画というものが、オールラウンドに、オールマイティーに、何でもうちは面倒見てやりますというような、そういう狙

いの、ある意味でとても面倒見のいい優しい言葉かもしれないですけど、ある意味、焦点の合っていない、言葉だけというように感じることも、よく学校の経営計画とか見させていただくと、そう感じることもあるのです。やはり選択と集中というものが必ずしもいつも正しいとは思いませんけど、多分学校の行事については、この辺り、しっかりと行っていかないと、多分やっていて楽しいのですよ、子供たちも喜ぶのですよ、だから減らせないのですよ。だけど、それは何のためにやっているのかということをもっと考えて行って、行事というところにやはりメスを入れていかないと、先生方の御負担というのは下がっていかないのかなと、この数字を見てつくづく思いますので、是非積極的にこ入れしていただければと思います。

近藤委員： 行事のところで関連するのですけれども、この2年、コロナで学校行事、大分削減とか、中止したものが多かったと思うのです。その中で、ある程度、吟味されてきているのではないのかなと思うので、それを今度、元のような状態に戻ったときに、惰性で戻すのではなく、そこのチェックはやっていただきたいなと思います。

それともう1点、1月に中国5県の教育委員協議会があって、働き方改革というのが一つのテーマになっていたのです。どこの県でも、やはり同じような取組をしていて、スクール・サポート・スタッフの配置だとか、校務支援システム、勤務時間の管理というのはされていて、あと意識改革ですよね、同じような努力をしているのだけど、やはり頭打ちになっているというのが共通の、どこの県も同じような課題を持っておられるように思いました。その中で、どこかの委員の方が言われていたのが、もっとやりたいという先生もいるはずで、そうなったときに、一律に業務を減らしていく方向、今は方向なのですからけれども、専門家とか何か選択できるようなやり方、そういうやり方を取ってみるというのも一つの方法じゃないですかというような提案があったのです。今までのこのやり方で多分もうぎりぎり限界に近いのかなと思うので、新しい発想で、その発想が何かというのが難しいところなのですけど、選択制とかなんとかいうのも少し考えてみてもいいのかなと思いました。

杉本学校経営戦略推進課長： ありがとうございます。

おっしゃるとおり、先ほど志々田委員からもあったように、行事も含めて、いろいろ精選はしていくということは必要だと思うのですが、県立学校の場合、全校が学校運営協議会、コミュニティ・スクールを入れておりますので、そういったところで、保護者や、地域の方などの力もしっかり借りながら、業務改善をしていくということも一つの方策かなと思いますし、それが、先ほど近藤委員からありました業務分担といいますか、専門家と言えるのかどうか分かりませんが、地域の分担、ここまでしてもらおうかということも含めて、好事例もあると思っておりますので、しっかりと共有しながら進めていきたいというふうに思います。

中村委員： 1点質問なのですが、勤務時間、長時間ということの時間の長い、短いということとともに、疲労感といいたいまいしょうか、教員が心身ともに疲弊していくということなど、防止していきたいと思うわけなのですが、長時間勤務になっている教員に対して、いわゆるメンタルヘルスチェックみたいなこととか、産業医に、企業でいえば産業医に面談させるとかということは今もうやっているのですよね。

杉本学校経営戦略推進課長： 一定の時間を超えた職員については、産業医の面談も必ずするということになっておりますし、やはり心配な教員については、校長と面談ということで、校長も心配であれば、うちの方から直接、先ほども申し上げましたが、聞きに行って、そういった対応をいたしております。

中村委員： 分かりました。

細川委員： 御説明ありがとうございます。

ずっと言われてきているところのいろいろな御対応の御報告だったと思うのですけども、通常、忙しいのを改善しようと思えば、人を増やすか、仕事を減らすか、やり方を変えるか、いろいろとやるべきことがあると思うのですが、私は、校種が違うといろいろその内容も違うと思うのですよね。ある小学校の校長などに聞きますと、保護者対応が激減したために、みんな早く帰れるようになったと。それだけではないでしょうが、時間ができて、ちゃんと本来業務をできるようにになって、定時退校できるようになったというお話も聞きました。そうになると、やはり保護者とか地域等への情報発信をしっかりとさせていただかなくてはならないし、また、高校などでは、ある1点を申し上げると、進路指導上の時期になると、志々田委員もおっしゃったように、丁寧なのか、もしくは生徒の主体性をもっと出させた方がいいのではないかと、先生が何でもかんでもやっ

てしまって、私たちの現役の頃は、自分たちでやっていたことを学校とか進路指導の先生がやると、担任の先生がやるというようなこともお聞きをしたり、そういうような校種によって改善すべき点があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 校種によってということなのですが、市町の教育長さん方と話をする中でも、やはり共通するものもございまして、今おっしゃったように高校と小学校ではかなり様子が違う、例えば今おっしゃったとおり、進路指導というのは小学校では基本ないでしょうし、というのはあるのだと思いますけど。やはり主体的な学びということで、ずっと学びの変革をやっておりますので、教員もそういったことでそれを意識してやっていかないとはいけませんし、子供たちも、しっかり学びの変革を進めようと思うと、どこまでも教員が手取り足取りということでは、特に高校ぐらいになると、それではいけないとは思いますが、そこの繰り返しですね、平川教育長の方からも、年度当初、学びの変革をもっとどんどん進めていくと、更に進めるという話もしてきております。これは引き続き、やはりしっかり根づいていかないといけない部分だと思っておりますので、引き続き、そういった保護者や地域の発信もそうですし、教員に対してもしっかりと発信していくということが大事だと思いますので、取り組んでいきたいと思っております。

細川委員： よろしくお願ひします。

菅田委員： 先ほど、保護者との対応の時間が減ってということ、コロナ等だと思うのですが、多分PTAの会合もかなりオンラインで少なくなっていると思うのです。さっきも言いましたアフターコロナになると、PTAの会合もまた復活しますが、大体私がPTAやっていたときの小学校は、夜の7時から会合なのですよね。そうすると、校長先生、教頭先生がそこまで残って、更にずっと拘束されるわけですよね。要は、子供のためということでいくと、親の方も、7時開始ではなくて、例えば5時とか6時に早めてもらうようにして、企業側も、PTAの役員をやっているときは、そこら辺は優遇というか、ちゃんと地域に貢献しているので、認めてあげるといような雰囲気を醸成させていかないと、これ以上、働き方改革が進まない可能性があるのでは、これ、県とか市とかでそういう、企業とか団体をお願いするといようなことを今後はどうやっていけばいいのか分からないのですが、やらないといけないなと感じておりますので、そこら辺、御検討ください。少なくとも我々は、協力しようとみんなに言うつもりですけども。休暇というか、例えば4時に上がっていいよとか、もう5時でいいよとかという形ですよ。

杉本学校経営戦略推進課長： 今すぐ、どういう形というのはなかなか申し上げにくいのですが、御指摘を踏まえまして、検討させていただきたいと思っております。

志々田委員： 今、菅田委員がおっしゃったように、率先してやはり子供の教育に親が関わろうとすることが多分学校全体もよくなっていくということは、例えばですけど、教職員自身が自分の子育てや自分の地域の活動に参加するといのがものすごく少ないのですよ。何かの統計で見ましたことありますけど。だから、教員自身が、もっと仕事をやりたい、もっと子供たちのために何か役に立ちたいと思うのなら、職務ではなく、家に帰って、親として、地域の人としてそこで関わるといような、私たちもよく言いますが、プロボノとかと言って、そのプロフェッショナルティーをどういうふうにするのかといるときに、職業生活に役に立てるだけではなくて、日常の生活や地域のコミュニティの中でボランティアとしていかに役に立つかといような、そういう仕組みとかもあると思うのですよね。なので、是非県庁と広島県の県の職員さんたちは、是非ともPTA活動に積極的に参加して、休みも取ってもらって、それがやはり熱心な親の姿なのだといことを社会の中でアピールしていくということが大事なのかなと思っておりますので、是非子育て世代の親御さんたちの支援をしてあげていただければなと思っております。以上です。

杉本学校経営戦略推進課長： 休暇制度自体も最近やはり変化をしてきておりますので、子供の参観日などとかで取る休暇というのがありますので、そういったものを活用していただきたいという趣旨で制度が変わってきているということもございまして、ただ、どのぐらい使っているかといのが、私も存じ上げないのですが、そういったことをどんどんPRというか、普及させたいといところで対応していければと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませぬでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 4 令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について

平川教育長： 続きまして、報告・協議4、令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、報告・協議4、令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について御説明いたします。

令和5年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針につきましては、12月22日の教育委員会会議で御審議いただき、決定したところでございます。この度、御報告いたします内容は、令和5年度入学者選抜の基本方針を踏まえて、全ての学校で共通して実施する事項に加え、高等学校長の裁量で実施する内容を取りまとめたものでございます。

それでは、資料1ページを御覧ください。1にお示ししております一次選抜におきましては、併設型高等学校を除いた実施校数及び学科・コース数は、97校、159学科・コースとなっております。各高等学校の課程、学科等の特色に応じて、入学定員の50%以内において、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定することができることとしており、特色枠による選抜を実施する高等学校数は、公立全体で67校、118学科・コースとなっております。

続いて、選抜方法につきましては、全ての高等学校が共通して実施する一般学力検査について、各高等学校、課程、学科等の特色に応じて、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができることとしております。また、特色枠による選抜においては、調査書についても、傾斜配点を実施することができることとしており、表に示しておりますA、B、C、書いておりますけれども、この実施校数等のとおりでございます。

また、各高等学校、課程、学科等の特色に応じて、面接、作文、小論文、実技検査及び県教育委員会が作成する一般学力検査問題5教科について、一般学力検査問題に加えて、自校が作成した問題による学力検査等、学校独自の検査を実施することができることとしております。実施校数等につきましては、表に示しておりますとおりでございます。

なお、二次選抜におきましても、学校独自検査を実施することができることとしており、実施校数等につきましては、これも表の方に示させていただいているところでございます。

各高等学校の入学者選抜の実施内容については、資料の2ページから9ページにかけて、それぞれの学校別、学科別でまとめておりますので、御覧いただければと思っております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 学校独自検査をずっとしてきてると思うのですが、本当にその学校の独自検査によって、本当に欲しいと思っている子供たち、欲しいというか、育てたいと思っている資質の子供たちがきちんと確保できているのか、また、つまり適切な検査をしてるかどうかというのはどういう形で検証するのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 学校独自の検査につきましては、これまでも長年、取り組んできているところであります。その中で、学校としてやはりこういう生徒を受け入れたいということで、そこを確認するために、例えば面接でありますとか、実技検査、先ほど言いました学力検査は付加してというような形で、それで受け入れた後、3年かけて、もしくは4年かけて子供たちを育てた結果として、やはりきっちり目指す生徒像まで育てることができたという形で実感としてある場合、また次の年もこういう検査をしていこうという形でやっている認識しておりますので、そういう面でありましたら、各学校のところで評価をして、この検査については継続してやられているということは成果が出ているものというふうにいるところでございます。

志々田委員： 学校の先生方がそれぞれ手応えを感じておられるということだと思っておりますので、適切に運営されてるのだらうと思っておりますが、一方で、どうやってこの試験でこういうふうに通るのだらうかというように、受験生たちは、そういう意味では、自分にとって有利なのか不利なのかということを感じると、その不利な科目が入ってたりとか、自分が思いどおりにならなかったときに、やはり疑問を感じるのだらうと思うのですね。一般で、全員

同じ条件であれば、何の問題もないのですけれども、学校独自のといったところで、やはり説明責任というものがどうしても付随してくると思うので、ずっとやってるから大丈夫とかということよりは、もう少し自己批判的にというか、内省的に科目っていうものをやはり学校の中で考えていく、これから結構ですので、考えていっていただきたいなと思います。

中村委員： 選抜のやり方なのですが、特色枠と一般枠とに分かれますよね。そもそもこの独自検査をやらなくても、この特色枠は、この配点の仕方によって、これでまた独自の選抜ができるという理解で合ってますよね。

竹志高校教育指導課長： 今言っていたとおり、特色枠のところ、例えば配点に傾斜をかけてありますとか、この度は調査書についても傾斜がかけられるようになっていたりしておりますので、それでも十分特色のある、学校の特色を出した選抜になってると感じております。

中村委員： 特色枠で、さらに独自検査というのもできるということで、いろんなやり方ができるようになるのだろうというふうに思います。この特色枠と一般枠の割合っていうのは、学校側で決められるのですよね。これも各学校でもう決めてやる、試験は同じ日にやるということをございますか。

竹志高校教育指導課長： 特色枠と一般枠の割合は、まず、入学定員の50%までが特色枠という限定はありますが、その範囲内であれば、この独自性は出せるということになっています。試験は同一でやって、まず、特色枠で合否を決めた後、それでも、不合格になった場合は一般枠に回って合否を決定するという形です。

中村委員： 是非学校が受け入れたいと思える生徒が受け入れられるようになることを期待したいと思います。よろしくお願いします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

先ほどの第1号議案-1につきまして、追加の説明をさせていただきたいと思います。

江原総務課長： 第1号議案-1、広島県職員証に関する訓令の一部改正についての菅田委員の御質問がございましたけれども、この職員証につきましては、大体10年で更新するという形を取っております。ここでの写真サイズの見直しにつきましては、その更新時に改めてとなっております。

平川教育長： よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(13:52)

【非公開審議】

第3号議案 令和4年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について

令和4年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

報告・協議1 令和5年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について

令和5年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について協議した。

第2号議案-1 教職員人事について

中学校非常勤講師のガソリンスタンドにおける窃盗に係る人事措置（停職 1月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案－2 教職員人事について

中学校校長の人事評価制度の不適切実施に係る人事措置（減給10分の1 1月）について，審議の結果，全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案－3 教職員人事について

中学校校長の人事異動について，審議の結果，全員賛成により原案どおり可決した。

(15 : 05)